

ひょうご消費者ネット会報

「姫路のシンポジウムの報告」

副理事長・山崎省吾

平成25年2月23日（土）午後1時から5時まで、兵庫県の「担い手づくり事業」として、当ネットとしては第9回目のシンポジウム、「防ごう高齢者被害」を開催しました。参加者は90名弱でした。

このシンポジウムは、これまでひょうご消費者ネットが主に実施してきた「啓発型・セミナー型」のやり方と異なって、「立法提案型・発信型」として企画しました。

特に、「高齢者の消費者被害の救済」として、不招請勧誘の民事効として「高齢者取消権」を提案してみたのですが、この提案は、日本でこのシンポジウムが一番最初に提案することになりました。

シンポジウムのパネラー・報告者としては、清水巖・当ネット理事長のほか、山口広弁護士・消費者委員会委員長代理、浦川有希・国民生活センター相談情報部課長補佐、国府泰道弁護士・日弁連消費者問題対策委員長、山崎省吾・先物取引被害全国研究会代表幹事などこの問題での日本での第一線にいる方々で、彼らの意見をもとに平田元秀弁護士・ひょうご消費者ネット理事がパネルディスカッションの中でまとめるという形で行いましたが「高齢者取消権の立法化は必要だ」という方向になりましたし、国会議員・市議員らを前にして熱のこもった議論となりました。

このシンポジウムを受けて、日本弁護士連合会では、平成25年6月1日（土）午後1時から東京の日弁連会館「クレオ」にて「消費者法の課題と展望Ⅶ」として高齢者被害救済をテーマとするシンポジウムを開催するとのことです。ここには、河上正二・東大教授（消費者委員会委員長）野々山宏・国民生活センター理事長、坂東俊矢・京産大教授と上記の国府泰道委員長と薬袋真司・副委員長がパネラーとして参加するとのことです。姫路のシンポジウムを大きく越える内容にするとのことです。高齢者取消権の立法化につながるとよいと思います。